

# くらしのパートナー

■発行/文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21  
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ  
インターネット通販の定期購入について…1  
生活に取り入れよう! エシカル消費…2  
消費者グループ活動事業補助金/消費生活出前講座…4

## インターネット通販の 定期購入について 申込み確認画面の ルールが変わりました



**事例1** 1か月前、ネット通販で「お試し500円」の健康食品を注文した。すぐに1袋届いたが、昨日また届いた。事業者に連絡したら「4回継続が条件の定期購入を申し込んでいる。2回目から5000円だ。申込み画面に書いてある」と言われた。画面では「お試し500円」という文字だけが大きく、定期購入だとは思わなかった。定期購入をやめて、2回目に届いた1袋を返品したい。

**事例2** SNSの広告で「いつでも解約可能」と書いてあったので、毎月届く美容液を申し込んだ。2か月目に解約したいと事業者に電話をしたら「携帯電話に解約フォームのURLを送るのでそこから手続きしてほしい。電話での解約は本人確認のため免許証の提出が必要だ」と言われた。私はスマートフォンの操作は不得手だし、免許証まで提出させるのはおかし。そんなことは広告には書いていなかった。

事例のような相談が多く寄せられています。今までも通信販売で「意に反して申込みをさせようとする行為」は禁止されていましたが、詐欺的な定期購入商法による被害を防ぐため法律が改正されて、定期購入の条件・解約方法の表示等が義務付けられ、定期購入ではないと誤認させる表示が禁止されました。

事例1の場合は、申込み確認画面に「初回500円、2回目～4回目5000円、支払総額1万5500円、1か月に1回1袋、総計4袋」と、販売価格・分量・提供時期を明確に表示する必要があります。定期購入が条件であれば、「お試し」のような誤認させる表現はできません。

事例2は、消費者が想定しない解約方法を取っていました。今後は広告や申込み確認画面に解約方法についても明確に表示する必要があります。電話で解約を受け付ける場合は、確実につながる電話番号を記載しなければなりません

定期購入であることの表示が不十分で、消費者が1回だけの購入だと誤認して申し込んだ場合や、「いつでも解約可能」と表示しながら、解約条件があって解約できない場合などは、取消しが可能となりました。トラブルに対処するために、申込み時の記録を保存しましょう。インターネット通販の場合は、申込み確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。法律改正後の表示画面が適用されるのは2022年6月1日の申込み分からですが、それ以前の契約でも疑問があれば消費生活センターに相談してください。

困ったときは消費生活センターへ  
TEL 5803-1106

# 生活に取り入れよう! エシカル消費

最近、「エシカル消費」という言葉を目にしたたり耳にしたたりすることが多いですが、皆さんは生活の中でどれだけ取り入れていますか? また、普段から知らず知らずのうちに「エシカル消費」を生活に取り入れている方も多いかもしれませんね。

## ●「エシカル」「エシカル消費」って?

「エシカル」とは、「倫理的な」、「エシカル消費」とは「倫理的な消費」という意味です。「エシカル消費」は世界全体で推し進められている「SDGs (持続可能な開発目標)」の一環でもあり、「人や社会、環境を思いやる消費行動」のことです。これには幅広い行動が含まれます。普段の生活で取り入れやすい例を見てみましょう。

## ●身近な「エシカル消費」の実践例

フェアトレード  
商品を買う



地元の商店街で  
買い物をする



エコ商品  
リサイクル商品を買う



マイボトル  
マイバッグを持参する



食べ残しを  
しないように考えて  
買い物をする



商品は手前から  
取る(てまえどり)



この他にもたくさんあります。

※フェアトレード＝「公正な取引」：途上国の生産者によってつくられた製品が適正な価格で継続的に購入することで生産者の生活を支援すること。

## ●なぜ、今、「エシカル消費」が重要なのか？

持続可能な社会に向けて2030年までに達成する世界共通の目標(SDGs(持続可能な開発目標))は、貧困・紛争・地球温暖化などの様々な問題の解決のために作られた17の目標です。このうちの目標12「つくる責任、つかう責任」(持続可能な方法で生産、消費する取組)を通し、消費行動を変えることで問題を解決していく方法が「エシカル消費」です。

皆さんが生活の中ですでに取り入れていることの他にも、少しの工夫でできることがたくさんあります。限りある資源を無駄にせず、大切にすることで、持続可能な生活が実現できるようになります。

商品やサービスを選ぶときには、「安全性」、「品質」、「価格」だけを基準とせず、「エシカル消費」も考えてみましょう。

皆さんも、楽しみながら「エシカル消費」をしてみませんか？

**間もなく募集終了です！**

# エシカル消費文京！ 動画コンテスト

文京消費生活センターでは、エシカル消費の普及につながる動画を募集しています。区民の皆様と審査委員が作品を審査し、優秀な作品には賞金を差し上げます。

**募集期間は、令和4年9月30日(金)までです。**

コンテスト応募方法詳細については、右側のQRコードから区ホームページをご覧ください。

**皆様のご応募を、お待ちしております！**

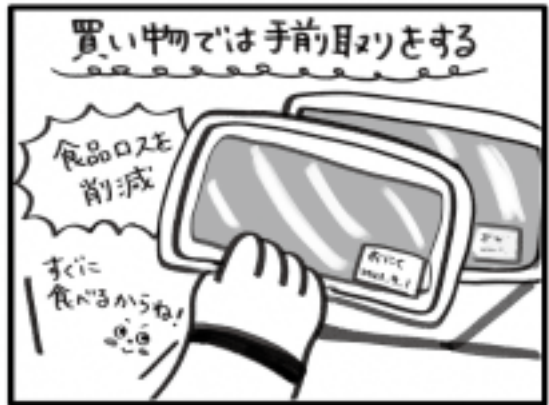



イラスト: まつなぐもえ

# 文京区消費者グループ活動事業補助金をご利用ください。

文京区では、消費者グループが消費者問題に関する事業の経費の一部を補助しています。  
(助成を受けたグループには、啓発事業へのご協力をお願いします。)

**対象者** 区内在住者・在勤者・及び在学者で構成する10人以上のグループ

**対象事業** 消費者問題に関する講演会・学習会・調査研究会

例) 講演会「キャッシュレス決済とは～消費者の疑問に答えます～」

学習会「あなたの周りの消費者問題～トラブルを回避するために～」 等

**対象経費** 事業に係る講師謝礼の一部

**申請方法** 申請書を事業実施予定日の1月前までに提出

▷申請書配布及び提出先 文京区消費生活センター

その他交付要件がありますので、詳細は文京区消費生活センターまでお問い合わせください。

## 「消費生活出前講座」皆さんの地域に伺います!

「高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルを知りたい。」「子どもにお金や携帯電話トラブルの話をしてほしい。」などのご要望を受け、10人以上のグループ・団体の集まり\*に、講師を派遣し出前講座を行っています。DVDやパンフレットを用い、わかりやすく説明します。

\*高齢者クラブや会合、町会や自治会の集まり、PTA活動、新入社員研修など

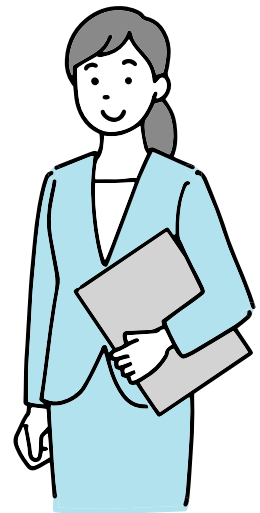
**【講義テーマ】** **ご相談に応じます。** 例えば・・・

- ①「文京区に多い相談事例」
- ②「高齢者が被害にあう悪質商法対処法」
- ③「振り込め詐欺・架空請求」
- ④「携帯電話とインターネットトラブル」 など

**【講義時間】** **10分～1時間程度**でご都合に合わせてご指定可能です。

**【費用】** **無料**

**【依頼受付】** 希望日の4週間前までを目安に、文京区消費生活センターまで  
ご相談ください。



### 文京区消費生活センター

〒112-8555

東京都文京区春日1-16-21

文京シビックセンター地下2階

**TEL 5803-1105 / FAX 5803-1342**

**相談専用 TEL 5803-1106**

受付時間 9:30～16:00 (月～金 ※祝日・年末年始を除く)

### 文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄  
東京メトロ丸ノ内線・南北線  
→後樂園 下車  
都営三田線・大江戸線  
→春日 下車
- 都営バス  
→春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる  
→文京シビックセンター下車

